

第二回國會 司法委員會會議錄 第二十一号

昭和二十三年五月二十七日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

委員 良作君 石川金次郎君

岡井隆志郎君 大村 清一君

佐藤 昌三君 花村 四郎君

松本 弘君 明禮輝三郎君

池谷 信一君 石井 繁丸君

猪俣 浩三君 榊原 千代君

中村 俊夫君 中村 又一君

大島 多藏君 北浦圭太郎君

出席國務大臣

國務大臣 鈴木 義男君

出席政府委員

法務政務次官 松永 義雄君

委員外の出席者

參議院司法委員長 伊藤 修君

參議院專門調査員 泉 芳政君

專門調査員 村 教三君

專門調査員 小本 貞一君

五月二十六日

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)(第五一号)

檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第五二号)

人身保護法案(參議院送付)(予第四号)

○井伊委員長、會議を開きます。人身保護法案を議題といたします。

本案については一應提案の説明を承つておりますが、その後參議院において改正を見たということでありまして、この点の説明を兼ね、さらに敷衍して内容の説明を伺うことにいたします。

○伊藤參議院司法委員長、さきに提案理由として御説明申し上げておいた通りでありまして、本日は一般に關しまして少し敷衍しておきたいと思ひます。

人身保護法は、憲法の保障する基本的人権の中の最も重要な、身体の自由の保護を表現するために、身体の自由を不法に奪われ、または制限された者に對して、刑事訴訟法の普通手続をまたないで、人身保護命令をもつて、より実効的に、より簡便に、より迅速に、これを救済する目的をもつて、何人にも容易に利用し得る手続方法を規定したものであります。これを端的に言へば、身体の自由に対する不法拘束のあつた場合の急場を救うために、裁判所に「かけこみ訴え」をする非常手続を規定したものであります。

それゆゑに身体の自由拘束に対する刑事訴訟法の救済手続(たとえば拘留に對する上訴)が、事実上効果を収め得ないと思はれる場合、または急速に間に合わない場合に、本法の手続が用いられるのであつて、刑事訴訟法の普通手続に對する非常例外的措置でありまして、従つて合法的に行われた刑事訴訟上の逮捕拘留その他の手続を否定したり、これを妨げるべきものでないの

あります。

次に、本法の手続と刑事訴訟の手続とは、その適用範囲を異にする部分があります。すなわち刑事訴訟法は、犯罪あることを前提として行われる刑事事件に關する手続であります。本法は必ずしも刑事事件のみに關するものではないのであります。犯罪には關係なく、また犯罪があるとしても、それが刑事事件として、取上げられる前に、たとへば従前の行政検査のような行政取締処分によつて、不法な身体の自由拘束があれば、これを排除して、被拘束者を救済することをも、その目的としているのであります。

また本法は公權力によつて、身体の自由が侵害された場合に限り、私力すなわち個人または團體の力によつて、身体の自由が侵害された場合、たとへば法律上の正当な手続によらないで、精神病院または私宅監置室に監置したり、未成年者をその監護権のない者が懲戒場に入れたり、坑夫を監獄部屋に入れて労役に服させたり、その他政争關係、選挙の關係、労働争議等の關係から、反対側の要人を抑留したり、軟禁したりする場合等にも、その不法な自由侵害を現実に排除して、被害者を救済するために、本法が適用されるのであります。

また刑事訴訟法は、警察官または檢察官の手で犯罪の捜査をなし、檢察官の公訴提起によつて手続が進行されるのであるが、本法の手続は、身体の自由を侵害された者、またはその親族、友人、その他關係者等、だれでもが、裁判所に對して、不法な自由拘束を排除してその救済を求めるものであるから、私人の訴えによつて手続が進行するのであります。すなわち私人訴追であつて、公の訴追によつて行われるものではないのであります。

以上御説明申し上げた通り、本法による身体の自由の保護救済の手続は、その本質において、刑事訴訟とは異なるのであつて、本法は、民法上の私権たる身体の自由(民法七百十條に對する侵害を、現実に排除することを目的として、私権保護の請求を行使する手続と見るべきであります。すなわち民法第七百十條は、身体の自由が侵害された事後において、その損害賠償の請求を規定しているが、本法は身体の自由に対する現実の侵害を排除して、被害者を救済する途を與えたものであるから、私権保護の請求について、新しい途を開いたものと信ずるのであります。そしてこの私権保護の請求は、被害者または關係者が原告の立場に立つて裁判所に訴え、侵害者たる拘束者が取調べの上、不法な自由侵害が行われているか否かを判断するのであるから、米國のある州では特殊の民事訴訟の性格を有するものとして行われております。

本法は、英國の法制において「ハイビアス・コルポラス」の手続、すなわち「身柄を差出す手続」として、一六七九年に發布された人身保護律にならつたものであります。すなわちこの法律は人身を不法に拘禁した者に對して、被拘束者の身柄をただちに裁判所に提出し、かつ拘禁の理由を明瞭にせよという命令、いわゆる人身保護令狀の手続を定めたもので、人權の尊重保護を主眼とする民主主義憲法の眞書をなすものであります。

この人身保護令狀の手続は、アメリカの獨立戦争當時にすでに確立された制度となつていて、一七八七年九月制定のアメリカ合衆國憲法においても「身体の自由保護令狀の特權」として認められていたのであります。

それゆゑに、この人身保護令狀に關する法制は、英米法系の國に固有のものであつて、大陸法には存在しない制度であります。

日本國新憲法は、民主主義憲法として、基本的人権の尊重保護をその中核とするものであつて、殊に人の身体の自由を保護することをきわめて重要視して、これに對する侵害を排除して、被害者に救済を與える趣旨から、第十三條、第三十一條、及び第三十四條等の規定を設けていたのであつて、新憲法の実施とともに、これらの規定の趣旨を十分發揮し得るような立法を必要とするのであります。殊に第三十四條後段は、如実に人身保護の方法を指示しているものであるから、この規定の趣旨を十分に實現し得るような法律を制定することが要請されているのであつて、本法はこの要請にこたえて立案されたものであります。ゆゑに本法は

あります。すなわちこの法律は人身を不法に拘禁した者に對して、被拘束者の身柄をただちに裁判所に提出し、かつ拘禁の理由を明瞭にせよという命令、いわゆる人身保護令狀の手続を定めたもので、人權の尊重保護を主眼とする民主主義憲法の眞書をなすものであります。

この人身保護令狀の手続は、アメリカの獨立戦争當時にすでに確立された制度となつていて、一七八七年九月制定のアメリカ合衆國憲法においても「身体の自由保護令狀の特權」として認められていたのであります。

それゆゑに、この人身保護令狀に關する法制は、英米法系の國に固有のものであつて、大陸法には存在しない制度であります。

新憲法の直接附屬法として、必須かつ不可欠の立法であること、特に御留意願いたしと存する次第であります。以上一般的御説明を申し上げまして、各逐條に對しましては専門調査員より御説明申し上げることにいたしたいと存じます。

○泉泰議院専門調査員 便宜私より本法案の逐條について御説明申し上げたいと思ひます。

第一條でありますが、この法律は憲法の保障する身体の自由に対する不法侵害を排除して、簡便な方法で被害者を現実に、かつ迅速に救済することを目的とする、非常例的な措置を規定した法律であつて、本條はその適用範圍を明らかにしたものであります。この法律によつて救済の対象となるものは、現に身体の自由を拘束されている者でありまして、その自由拘束が法律上正当の手續によらないで、不法に行われた場合に、この法律が適用されるのであります。「自由を拘束される」と申しますのは、身体の自由が侵害されるすべての場合を包含するのでありまして、逮捕、監禁、拘留、抑制、拘禁、軟禁等々、いさしくも身体の自由を奪われ、または制限される、いかなる場合をも含める趣旨であるのであります。拘束という文句は、この廣い意味を表わす言葉として用いたのでございまして、拘束されておるかどうかというところは、事実問題として決せられるわけでありまして、法律上正当な手續によらないで、いさしくも身体の自由が法規に定める手續に従わないこととあります。拘束が実体法上正当であるかどうかというところは問わないのであります。従つて拘束が犯罪に基く

かどうか、有罪であるか無罪であるかどうか、というようなことには關係ないのである。たとへば犯罪を構成してない場合でも、適法な勾留状態で拘束されているという場合には、人身保護の請求は棄却されることになるのであります。これに反して勾留状態に形式的な欠点があれば、たとへば犯罪が成立しておらずとも、人身保護の請求は認められることになるのであります。それでありまして、法律上正当な手續といふことの要件は、拘束が形式的に法規の根拠に基いておるといふこと、それから拘束が法律の定める手續、方式に従つておるといふこと、三番目に、拘束がその権限のある者によつて行われておるといふことなどでありまして、この要件を欠くときには手續上不法といふことに相なるのであります。「法律上正当な手續によらないで」といふのは、その意味であつて、相當の意味をもつておるのであります。それでありまして、犯罪嫌疑によつて刑事事件として拘束された場合におきましても、拘束、すなわち逮捕、勾留が刑事訴訟法の規定に基く令状によらないような場合、また令状がその方式、要件を具えていないような場合、及び令状が権限ある裁判官によつて発せられないような場合には、いさしくも不法な拘束となるのであります。

権利であります。特權と称せられておるところのものであります。この権利の本質は、身体の自由、すなわち私権の保護を請求する、私権保護の請求権の一種にほかならないことは、先ほど申し上げた通りであります。本條に「救済を請求する」として、「請求」といふ文字を使つておるのは、右の理由からであります。また憲法第三十四條の後段に「要求があれば」といふ文句があるのであります。この人身保護の請求として現われたわけでありまして、本法によつて救済の対象となる不法な拘束には、公權力による場合と、個人の私力の力による場合とがあるわけであり

ます。すなわち第一は刑事事件または行政事件に關して、公權力による不法拘束であり、たとへば司法官權の正当な令状がなくして逮捕または拘留しておる場合、拘留の原因が消滅したにかかわらず、拘留を取消さないで継続しておる場合、拘留の更新決定の手續をしないで拘留を継続しておる場合等があげられるわけでありまして、第二は個人の資力または私的團體による不法拘束であります。たとえば政争關係、選挙關係、あるいは労働争議等の關係から反対派の人物を拘留したり、軟禁その他の方法で身体の自由を奪ひ、または制限する場合、あるいは精神病者でない者を精神病者として、病院または私宅の監置に監置しておるような場合、未成年者に対する監護権のない者が未成年者を懲戒場に入れておるような場合、あるいは抗夫をいさゆる監獄部屋に收容して、労役に服せしめておるといふような場合に生ずるわけでありまして、

つたときに、被拘束者本人みずからが現実の侵害を排除するために救済を請求するといふことは、事実上非常に困難な問題であります。かつ速やかに救済をなす必要があるといふことから被害者の親族、友人、隣人等、何人でも被拘束者のために、裁判所に救済を求めることができるといふことにしたのであります。これは本人の代理人としてなすのではなくして、本人のために獨立して自己の名をもつてするのでありまして、本人の救済が簡便かつ迅速に実現されることを期待したわけであり

ます。次に第二條について御説明申し上げます。第一條は規定した身体の自由を不法に拘束された者が、救済を求め、請求、すなわち人身保護の請求は、弁護士を代理人としてすることを原則としたのであります。人身保護の請求は、實際においてかなり濫用されはしないかといふことをおそれるのであります。少くとも本法施行の当初におきましては、相當濫用のおそれあるものと考へられます。そこで正当な刑事訴訟の手續が妨げられるようなことがあつてはならない。米國の判例によりますと、戦争のために留用された者の父親が、苦役のためにむすことが監禁されたのは不法だといふことで、人身保護令の請求をしたといふような例もあるといふふうな聞き及んでおりますので、この人身保護の令状、すなわち命令の手續は、強力な効果的なものでありますから、これが濫用を防止するため、拘束が不法であるかどうかといふことについて、法律上並びに事実上の判断の能力を有する者、あるいは責任ある者といふような趣旨から、弁護士を

代理人として人身保護の請求をなすべきものとしたのであります。しかしながら特別の事情がある場合には、弁護士を代理人としなくて請求者がみずから裁判所に請求することも、例外として許すといふことであります。特別の事情とは、たとえば請求者の所在地に弁護士がいなとか、あるいは弁護士を依頼する資力がなく、急迫であつて弁護士を依頼する余裕がないといふ場合を言うのであります。

第三條に移ります。本條は人身保護請求の管轄裁判所を規定したものであります。憲法の三十四條後段の規定に基く人身保護の請求は、身体に対する不法な拘束が、公權力または強大な私人もしくは私人團體の力で行われ、下級裁判所の手にのらないといふような場合もありません。またこの請求は全國的に統一して処理されねばならぬと同時に、その濫用を防ぐべきであるといふような理由から、その管轄を最高裁判所の專屬とすべきものであるといふような強い意見もあるものであります。これはまた一面英國の沿革によりますと、人身保護令状は王の特權に屬する令状であつて、また非常例的な救済手段として王座裁判所、詳しく言えば最高裁判所の中の高等裁判所の王座部を構成する裁判官の管轄に屬してゐるのであります。しかしながら英國のよう

に、民主主義憲法のもとに出生した現在のわが國では、本法施行とともに、相當の請求事件が提起されるものと思ひます。またそれのみならず人身保護命令の手續は、簡便かつ迅速に行われ

ることがその使命でありますから、こ

きものといたしましたのであります。しかしながら特別の事情がある場合には、弁護士を代理人としなくて請求者がみずから裁判所に請求することも、例外として許すといふことであります。特別の事情とは、たとえば請求者の所在地に弁護士がいなとか、あるいは弁護士を依頼する資力がなく、急迫であつて弁護士を依頼する余裕がないといふ場合を言うのであります。

きものといたしましたのであります。しかしながら特別の事情がある場合には、弁護士を代理人としなくて請求者がみずから裁判所に請求することも、例外として許すといふことであります。特別の事情とは、たとえば請求者の所在地に弁護士がいなとか、あるいは弁護士を依頼する資力がなく、急迫であつて弁護士を依頼する余裕がないといふ場合を言うのであります。

きものといたしましたのであります。しかしながら特別の事情がある場合には、弁護士を代理人としなくて請求者がみずから裁判所に請求することも、例外として許すといふことであります。特別の事情とは、たとえば請求者の所在地に弁護士がいなとか、あるいは弁護士を依頼する資力がなく、急迫であつて弁護士を依頼する余裕がないといふ場合を言うのであります。

きものといたしましたのであります。しかしながら特別の事情がある場合には、弁護士を代理人としなくて請求者がみずから裁判所に請求することも、例外として許すといふことであります。特別の事情とは、たとえば請求者の所在地に弁護士がいなとか、あるいは弁護士を依頼する資力がなく、急迫であつて弁護士を依頼する余裕がないといふ場合を言うのであります。

これらの点に鑑みまして、地方裁判所及び高等裁判所、もちろんこれはそれぞれ支部を含むわけでありますが、その裁判所をもつて人身保護の請求を受ける初審裁判所としたわけでありませぬ。最高裁判所は、人身保護の命令の手続については監督権を有するものといたしまして、かつ必要に応じてみずから審理する権能を有するという建前をとつて、初審として人身保護の請求を受け、管轄権はありませぬけれども、下級審である地方裁判所または高等裁判所に係属する事件をいつでも引取つてみずから処理し得る権限を有するものといたしております。これは第十九條にそのおねの規定をおきまして、なお最高裁判所の上訴管轄については、第十八條に規定してあるわけでありませぬ。

右申しましたごとく、人身保護請求の管轄裁判所は、地方裁判所と高等裁判所と競合してゐるのでありますから、請求者は任意に管轄権のあるいずれの裁判所にも請求することができるのであります。そうして裁判所の土地管轄は、原則として被拘束者の所在地を基本として定められるのでありますが、その人身保護の請求にあつては被拘束者の所在が不明であるような場合には、管轄裁判所がきまらないことになりませぬから、その欠陥を防ぐとともに、人身保護命令の手続が簡便かつ迅速を旨とするという趣旨に鑑みまして、当初は被拘束者その他の関係者の所在地を管轄すといふふうに規定したのでありますが、どうもこの関係者といふような言葉が、少し明瞭を欠くといふよう

に考えられましたので、参議院において第一次修正を考えました際に、この点は、被拘束者または拘束者の所在地を管轄すといふふうに改めたいと思つたのであります。さういふにいたしましたので、この土地の管轄は、かなり自由闊汎なものとなつてゐるのであります。

次に人身保護の請求は書面をもつてするが通例でありませぬけれども、請求者が無筆であるような場合、あるいは司法書士も存在しないなどの場合も考えまして、裁判所に出頭して口頭で請求することを得るといふことになつたのであります。この場合には裁判所は請求の趣旨、その理由等、請求の要件を聞き取つて調書を作成するのであります。これらの手続規定は最高裁判所の規則によつて定められることになつておられます。

次に第四條であります。請求書には請求の趣旨及び理由を記載して、且拘束者並びに拘束の場所を明示し、且必要な疎明資料を提供することを要する。といふふうに規定されたのであります。この後、いわゆる當事者の表示なども申しませぬが、被拘束者及び拘束者といふようなものを、まず記載することが適當であるといふので、この点はお手もとに差上げました。人身保護法案中修正案に書きまされた通り「請求書には拘束者及び被拘束者を表示し」といふことを附け加えることにいたしました。本條は人身保護の請求の要件を規定してあるものであります。人身保護の要件は、人身保護の請求の明示と疎明資料の提供であります。請求書の記載要件は、今申し上げました修正案と原案とを参酌をお願いいたします。まず拘束者及び被拘束者の表

示、それから請求の趣旨、請求の理由、殊にその知れておる拘束の場所などの表示であります。請求の趣旨は、御承知のように拘束者に対して人身保護命令を發給して被拘束者の釈放を求めるといふ申立を言うのであります。請求の理由と申しますのは、請求の趣旨の原因たる事実、すなわち拘束が不法であることの実事關係を言うのであります。従つて拘束された日時、拘束された方法、経過的事実、拘束者には拘束の権限がないといふこと、殊に正式の令状によらないといふことなどを含んでおるわけでありませぬ。知れておる拘束の場所といふのは、これに関連して拘束者もまた、だれであるかといふことがわからないような場合も考へられるのであります。その拘束者が何人であるか、また拘束の場所がどこであるか、それが知れておるときには、当然請求の理由の中に記載されるわけでありませぬが、それが不明である場合も少なくないのであります。それから、かような場合にはこれらの表示がないからといふて、請求が不法とならないからといふのであります。しかしこれらのことは請求の理由のうちの重要なことであるから、確定的に明らかでないような場合でも、大体推定し得るような拘束者または拘束の場所を記載すべきものと考へます。請求を受けた裁判所は、これを調査する手がかかりとするために必要があるからであります。それらがまつたく不明の場合には、請求書にその旨を記することが適當であると思ひます。人身保護請求の要件としたしましては、以上の要件を表示した請求書提出するか、または口頭陳述をするにとともに、必要な

疎明資料を提供することを要するのであります。この必要な疎明資料と申しますのは、請求の理由を疎明するに足る資料でありまして、すなわち不法拘束の事実、その方法、経過的事実などを疎明するものであります。資料としては関係者の陳述書、証明書その他の文書、あるいは名刺、写真といふような類のものであります。口頭陳述による場合には、請求の際に裁判所に出頭した関係者の陳述もまた疎明資料となるといふふうに考へておられます。

次に第五條に移ります。第五條は「裁判所は、請求がその要件又は必要な疎明を欠いてゐるときは、決定をもつてこれを却下することができ」といふ規定であります。人身保護の請求を受けた裁判所は、請求の要件である請求書または口頭陳述の要件を欠き、または必要な疎明資料の提出がないときは、請求を却下することができるのであります。すなわち不法として却下するのであります。この却下をするかどうかといふことは、受理裁判所の自由裁量によるのであります。請求書または疎明資料が不完全であるからといふて、ただちに却下すべきものではないのであつて、必要に応じて補正せしめることが適當であります。この人身保護の手続は非常例外的な措置であつて、迅速かつ簡便に、何人でも容易に利用し得ることを目的とするものでありますから、一應は適法としてこれを認容するといふ建前をもつて処理することが必要であります。ただ請求の理由自体で拘束が不法でないことが明白である、あるいは請求が濫用であるといふような心証を得た場合、また

は補正を命じてもこれに應じないといふ場合には、却下すべきであるかと考へるのであります。その不法で却下しますといふ場合につきましては、抗告その他の不服の方法は認められていないのであります。ある管轄裁判所に却下された場合に、他の管轄裁判所にさらし請求することは、これを許すべきものと解釈しておるのであります。これがすなわち再審査の請求とでも申しましませぬが、この再審査の請求を許すためには、却下の決定をただちに確定せしめることなく、権限のある裁判所に、いつでも繰返して請求し得るものとすることを考へまして、この請求の反覆を許すといふことは、弱者を保護するといふ趣旨から、沿革上認められておるのであります。この場合に一事不再理の原則は適用されないものであります。英米法では右と同様に、権限のあるすべての裁判官に申し立て得るといふ仕組みになつておるのであります。結局人身保護の精神を徹底せしめるといふ趣旨から出ておるのであります。

次に第六條であります。「第一條の請求を受けた裁判所は、申立に因り又は職権をもつて、適當と認める他の管轄裁判所に事件を移送することができ」といふのは、少し不明確であるから、修正で「申立に因り又は職権をもつて」といふのは、少し不明確であるから、請求者の申立に因り」と、請求者といふ文字を附け加えるといふことに考へられておられます。これは同じような内容の事件が、あちこちに提起されたといふ場合に、それをある一箇所に固めて処理することを適當とするやうな場合と考へることは事件の性質上、ある地方の

第一類第四号 司法委員会議録 第二十一号 昭和二十三年五月二十七日

裁判所ではこれをすることが適当でないといふことも考えられますので、そういう場合には、請求者の申立により、または裁判所の職権で他の適当な管轄裁判所に移送するといふことを規定したわけでありませう。

第七條は「裁判所は、前二條の場合を除く外、審問期日における取調の準備のために、直ちに拘束者、請求代理人並びに関係者の陳述を聴いて、拘束の事由その他の事項について、必要な調査をすることができ、前項の準備調査は、部員をしてこれをさせることができる」といふ規定であります。このうち第一項の「関係者の陳述を聴いて」といふ関係者といふのは、参議院におきまして「その他事件関係者」といふふうに改めました。また第二項の「部員」とありますのも、「合議体の構成員」といふふうに改めております。本條は人身保護の命令を發するかどうかといふことを決する、準備調査に関する規定であります。人身保護の請求を受けた裁判所が、この請求を不適法として却下するか、または他の適当な管轄裁判所に移送する場合は、請求が理由があるかどうかを審理するため、審問期日を開くかどうか、人身保護命令を發給するかどうかといふことを決定せねばならないのであります。請求書の記載、疏明資料だけでは、右の決定をするに不十分である場合が相当多かるうと思ひます。殊に請求書の記載等では拘束者が不明であるか、拘束者は知れているがその所在が不明であるという場合には、人身保護命令を發することが事実上できないわけでありませう。かような場合には拘束者が何人であるか、その所在並びに拘束

東の場所はどこであるかを、取調べる必要があるのであります。また人身保護命令發給の手續をすることがどうかを決定するために、拘束の事由、すなわち拘束の原因、事実、その方法、その法規的根拠、その手続方式等についても、ある程度の取調をする必要があるのであります。これらの必要事項の取調をいたしますには、拘束者、請求者の代理人、または請求者本人の陳述を聴くのであります。必要があればその他の関係者の陳述も聴くべきであらうと思ひます。この取調の結果は、後日の審問期日における取調の準備となるのであります。

右の準備調査は、受理裁判所の合議体の構成員たる部員、すなわち言葉を変へますと、受命判事をしてさせることもできるといふことにしたのであります。準備調査は民事訴訟の準備手續に類似するものでありまして、非公開で職権主義によつて行われるのであります。その方法、手續については、最高裁判所の規則をもつて適当に定める趣旨であります。準備調査は前に申しましたように、審問期日における取調の準備として、拘束の事由すなわち拘束の原因、事実、方法等を調査するものであります。拘束が法律上正当の手續によらない不法なものであるかどうかを、終局的に決定し得るまで、徹底的に調査するのではないのであります。審問期日を開くために、拘束者に人身保護命令を發する必要があるかどうかといふことを決し得る程度に、拘束の事由を調査するのであります。すなわち調査の結果、人身保護命令を發する必要がないまでに、請求の理由がないといふことが明白であるときに

は、決定をもつて請求を棄却することになるのであります。これが第九條に規定してあることでもあります。この棄却決定をなす場合のほかは、人身保護の命令を發することにないのであります。それは第十條の第一項にありませう。それでありませうから準備調査は、人身保護の請求が要件を具備して適法であつても、ただちに人身保護の命令を發しない、審問期日を開いて取調をなす必要の有無を決定するために、拘束の事由に関する一應の調査として行われるのであります。従つて人身保護の請求に対して、人身保護の命令を發することに、ある程度のブレイキを加へ、制限を與へるといふ作用をするに相なりませう。だから請求がその要件を完全に具備し、疏明資料も一應整つているといふ場合には、準備調査は必ずしもその必要がない場合もあるのであります。従つて裁判所はその自由裁量によつて、この準備調査を省略して、ただちに第十條の審問期日を定め、人身保護命令を發することもできるものであります。

要します。準備調査は、一面においては審問期日の準備調査でありませうが、他面においては人身保護命令がきつめて実効的であるだけに、これを發することを慎重にいたしまして、かつ當事者に濫用されることを防ぎますとともに、また刑事訴訟の手續を妨げることもないよう趣旨で設けられたもので、人身保護命令發給の橋渡し的作用をなすのでありますから、これらの点を考慮に入れて、準備調査を省略すべきか否かといふことが決せらるべきであると思ひます。第八條の原

案は参議院の修正で大分直すことにいたしました。原案は「お手もとにございませうから、朗読を省略いたしました」と訂正の点を申し上げます。條件として、弁護士の保証の下に、又は保証金を立てさせ若しくは立てさせないで、「一時釈放」といふことを全部これを削つて、弁護士の保証といふことをやめたわけでありませう。それで原案を訂正して修正案を申し上げます。「裁判所は、必要があるとき、第十四條の判決をする前に、決定をもつて、仮りに、被拘束者を拘束から免れしめるために、何時でも呼出しに應じて出頭することを誓約させ、その他適當と認める條件を附して被拘束者を釈放し、その他適當な処分をすることができ、」といふふうにいたしました。そして第二項を附け加へまして、「前項の被拘束者が呼出しに應じて出頭しないときは、勾引することができ、」といふふうに改めたのであります。本條は仮釈放に関する規定であります。裁判所が人身保護の請求を受けまして、請求書、疏明資料を審査し、た上、準備調査を行つて、審問期日を定め、人身保護命令の發給の手續をして最終の判決をなすまでには、相當の日時を要すると考えられますので、その間に不法と認められるような拘束を継続することは、人身保護の目的を没却することになると考えられます。また拘束者が被拘束者を遠隔の地に移動させたり、または隠したりするようなおそれがあるときに、審問期日に出頭せしむるために、被拘束者の身柄を適當に押えておく必要もあるものであります。そこでさしあたり一時的に被拘束者を拘束から免れしめるために、何

時でも裁判所の呼出しに應じて出頭するといふことを誓約させまして、その他適當な條件を附して、一時的にこの拘束者から被拘束者を釈放し、または特定人の監督のもとに置くといふことなど、適當の処分をすることができるといふことにしたのであります。次に第二項を加へましたのは、さうに制約をさせまして、一時釈放した被拘束者が、呼出しに應じて出てこないような場合には、これは手續としてはどうしても勾引せざるを得ないのであります。提案当初におきましては、その不出頭の場合における勾引などは、裁判所の規則をもつてまかなつたらといふ考えをもつておつたのであります。が、事いやくも基本的人権に関するやうなことになるので、これはやはり本法の中に規定した方が適當であらうといふので、第二項を附け加へたわけでありませう。次に第九條であります。第九條準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手續を経ずに、決定をもつて請求を棄却する。前條の処分をしたときは、裁判所は前項の場合に被拘束者を出頭せしめて拘束者に引渡す。といふことに相なつております。これは準備調査の結果、請求を棄却する場合に関する規定であります。裁判所が第七條の準備調査をした結果、人身保護の請求の原因である拘束は不法ではない、正当の理由に基づくといふことが明らかとなり、請求はその理由がないといふことが明白になつたときには、裁判所は審問期日を定めて、人身保護命令發給その他審問手續を経ないで、決定をもつて請求を棄却するのであります。右の請求棄却

が何人であるか、その所在並びに拘束

東の場所はどこであるかを、取調べる必要があるのであります。また人身保護命令發給の手續をすることがどうかを決定するために、拘束の事由、すなわち拘束の原因、事実、その方法、その法規的根拠、その手続方式等についても、ある程度の取調をする必要があるのであります。これらの必要事項の取調をいたしますには、拘束者、請求者の代理人、または請求者本人の陳述を聴くのであります。必要があればその他の関係者の陳述も聴くべきであらうと思ひます。この取調の結果は、後日の審問期日における取調の準備となるのであります。

は、決定をもつて請求を棄却することになるのであります。これが第九條に規定してあることでもあります。この棄却決定をなす場合のほかは、人身保護の命令を發することにないのであります。それは第十條の第一項にありませう。それでありませうから準備調査は、人身保護の請求が要件を具備して適法であつても、ただちに人身保護の命令を發しない、審問期日を開いて取調をなす必要の有無を決定するために、拘束の事由に関する一應の調査として行われるのであります。従つて人身保護の請求に対して、人身保護の命令を發することに、ある程度のブレイキを加へ、制限を與へるといふ作用をするに相なりませう。だから請求がその要件を完全に具備し、疏明資料も一應整つているといふ場合には、準備調査は必ずしもその必要がない場合もあるのであります。従つて裁判所はその自由裁量によつて、この準備調査を省略して、ただちに第十條の審問期日を定め、人身保護命令を發することもできるものであります。

要します。準備調査は、一面においては審問期日の準備調査でありませうが、他面においては人身保護命令がきつめて実効的であるだけに、これを發することを慎重にいたしまして、かつ當事者に濫用されることを防ぎますとともに、また刑事訴訟の手續を妨げることもないよう趣旨で設けられたもので、人身保護命令發給の橋渡し的作用をなすのでありますから、これらの点を考慮に入れて、準備調査を省略すべきか否かといふことが決せらるべきであると思ひます。第八條の原

時でも裁判所の呼出しに應じて出頭するといふことを誓約させまして、その他適當な條件を附して、一時的にこの拘束者から被拘束者を釈放し、または特定人の監督のもとに置くといふことなど、適當の処分をすることができるといふことにしたのであります。次に第二項を加へましたのは、さうに制約をさせまして、一時釈放した被拘束者が、呼出しに應じて出てこないような場合には、これは手續としてはどうしても勾引せざるを得ないのであります。提案当初におきましては、その不出頭の場合における勾引などは、裁判所の規則をもつてまかなつたらといふ考えをもつておつたのであります。が、事いやくも基本的人権に関するやうなことになるので、これはやはり本法の中に規定した方が適當であらうといふので、第二項を附け加へたわけでありませう。次に第九條準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手續を経ずに、決定をもつて請求を棄却する。前條の処分をしたときは、裁判所は前項の場合に被拘束者を出頭せしめて拘束者に引渡す。といふことに相なつております。これは準備調査の結果、請求を棄却する場合に関する規定であります。裁判所が第七條の準備調査をした結果、人身保護の請求の原因である拘束は不法ではない、正当の理由に基づくといふことが明らかとなり、請求はその理由がないといふことが明白になつたときには、裁判所は審問期日を定めて、人身保護命令發給その他審問手續を経ないで、決定をもつて請求を棄却するのであります。右の請求棄却

決定をなす場合には、請求の理由のないことが明白の場合に、たとえ裁判所の正当な公式な令状に基いて勾留されておることが判明した場合等、請求の理由がないことが必ずしも明白でない場合、すなわち疑いのある場合には、請求を棄却することができないのであります。請求が不法でない限りは、一應人身保護命令を発することが建前となつておりますが、この準備調査をするのは、人身保護の請求の濫用を防いで、まづたく理由のない請求を棄却し、事件をふるい落とすというところが一つの目的でありまして、詳細な取調べは審問期日の取調べに譲られることになつております。準備調査の結果、請求が棄却されたときには、この第八條によつて一時的な釈放処分をされておる被拘束者は、これを裁判所に呼出して、出頭せしめた上、拘束者に引渡すのであります。その呼出したに應じないときは、第八條の第二項を適用して、これを勾引してその身柄を拘束者に引渡すということになるのであります。なお本條によつて請求が棄却されたときには、請求者は、先ほど申しました第五條の不法法として却下された場合と同様に、他の管轄裁判所に、その事件について再び審査を求め、同様な手続をするということができるを解釈して、おられます。つまりここにもまた一時不再理は適用がないという考えであります。

次に第十條であります。第十條がこの手続における根幹をなす審問手続の規定であります。修正の結果、この十條の「前條の場合を除く外」というのは、「第五條又は前條第一項の場合を除く外」というふうに改められることになりました。

「第五條又は前條第一項の場合を除く外」というふうに改められることになりました。

「第五條又は前條第一項の場合を除く外」というふうに改められることになりました。

「第五條又は前條第一項の場合を除く外」というふうに改められることになりました。

「第五條又は前條第一項の場合を除く外」というふうに改められることになりました。

「第五條又は前條第一項の場合を除く外」というふうに改められることになりました。

「第五條又は前條第一項の場合を除く外」というふうに改められることになりました。

りました。裁判所は十日の日時及び場所を指定し、審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召集する。拘束者に対しては、被拘束者を前項指定の日時、場所に出席させることを命ずると共に、前項の審問期日までに拘束の日時、場所及びその事由について、答弁書を提出することを命ずる。前項の命令書には、拘束者が命令に服さないときは、勾引し又は命令に服するまで勾留することがある旨及び遅延一日について、五百円以下の過料に処することがある旨を附記する。命令書の送達と審問期日との間には、三日の期間をおかなければならない。その次にいつて多少修正をいたしまして、「審問期日は、第一條の請求があつた日から一週間以内これを開かなければならない」ということを挿入いたしました。そうして但書に続きますが、但し、特別の事情があるときは、期間は各々これを短縮又は延長することができる」というふうに改められています。九條で御説明いたしましたように、準備調査の結果、裁判所が人身保護の請求を理由のないものとして棄却する。それから第五條によつて却下する。それらの場合を除きましては審問期日を定め、関係者を召集して、いわゆる人身保護命令書の発給及び審問手続を行うのであります。この命令書の発給及び審問の手続はこの法律の核心をなすものであります。本條はこの手続を規定したものであります。まず審問期日の指定及び當事者の呼出しであります。審問期日の指定は、裁判所

に人身保護の請求者、本人またはその代理人たる弁護士、被拘束者及び拘束者を呼出すために、それらに召集状を発するのであります。召集状の様式は最高裁判所の規則に譲ることにしておきます。二番目の人身保護命令書の発給であります。右の召集状とともに拘束者に対しては、右の召集状とともに書を送るのであります。この命令書をもつて被拘束者を審問期日に出席させること、つまり被拘束者の身柄を差出すことを命ずる。そうして審問期日までに被拘束者を拘束した期日、場所並びに拘束の事由を明示した答弁書を提出すべきことを命ずるのであります。右の命令書には、もし拘束者が命令に服従しない、被拘束者を出頭せしめず、または答弁書を提出しないときは、勾引し、または命令に服するまで勾留することがある旨、及び遅延一日について五百円以下の過料に処することがある旨を附記せねばならないのであります。この附記に書きますとこの制裁は、審問期日に、右命令に違背したことが判明した場合に科せられるというこの警告であつて、命令に服従すべきことの間接強制となるのであります。この裁判はいわゆる法廷侮辱罪の性質を有するものであります。法廷侮辱罪の規定のないわが國では、民事罰、もしくは秩序罰と見るべきものであつて、その手続は最高裁判所の規則で定めるつもりであります。人身保護命令書は拘束者に送達するのであります。その送達と審問期日との間には、少なくとも三日の期間を置かなくてはならないということにしており、答弁書をつくる準備のために與えられた

のであります。三日以上幾日の期間を置いて差支えないという趣旨ではあります。答弁書の送達後、なるべく早い時期に審問期日が開かれることが要求せられますので、修正案中におきまして、第一條の請求があつた日から、一週間以内これを開かなければならないというふうに規定をいたしました。なおこれらの期間は拘束者、または被拘束者の所在地と裁判所との距離、交通の關係など特別の事情も考慮に入れまして、これを短縮または延長することができるということにしたのであります。なおこの人身保護命令書の送達の手続は、最高裁判所の規則で定めることとしております。

次に第十一條であります。前條の命令は、拘束に関する令状を發した裁判所及び檢察官に、これを通告することとを要する。第二項「前項の裁判所の代表者」この代表者というのは修正で「裁判官」に改めました。前項の裁判所の裁判官及び檢察官は、審問期日に立会うことができる」という規定であります。裁判所は刑事事件について拘束に関する令状、すなわち逮捕状、拘留状などを發して、これによつて被拘束者が身体の拘束を受けるような場合には、前條の人身保護命令書を發した裁判所は、右の拘束令状を發した裁判官の属する裁判所、及びその令状を請求したと否にかかわらず、その事件を取扱つた、または現に取扱つているところの檢察官に対して、審問期日及び人身保護命令書をもつて定められた事項を通告せねばならないということにしてあります。右命令書によつて被拘束者を出頭せしめる手続は、拘束令状の發給に關與した裁判所、または檢察

官に關係なく行われるのであります。右の旨を通知いたしましたので、審問期日に立会う機会を與えておるのであります。申すまでもなく、拘束の理由等について意見を述べることの機会を得せしめるわけでありまして、なおこれによつて、その審問期日の審理において、拘束令状の發給が形式的に、また手続上合法であるかどうかということの判断を正確にすることができると思ふのであります。

次に第十二條であります。「審問期日における取調べは、被拘束者及び弁護人の出席する公開の法廷において、これを行う。弁護人のないときは、裁判所は弁護士のなかから、これを選任せねばならない。」その次に第三項といたしまして次のように修正することにいたしました。おります。それは「前項の弁護人は旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる」ということを新しく附け加えてあります。十二條は、審問期日における取調べに、被拘束者本人及びその弁護人が出席せねばならないことにしてあります。それは被拘束者の立場からその弁明、意見を十分に陳述たためであります。また取調べ公開の法廷で行うものとしたのは、被拘束者の利益のために、公明正大にことを運ぶ趣旨であります。これは憲法第三十四條後段の趣旨にこたえるものであつて、人身保護命令書の手続として最も重要な要件であります。なお審問期日は延期することなく、迅速に運ばなければならないのであります。この手続は他の事件に優先して進めなければならないのであつて、執行の必要があれば連日開廷せらるべきものと考へら

るべきものと考へら

るべきものと考へら

れます。この点についてアメリカの法典には、当事者が特に要求しない限り、人身保護命令書に対して答弁後五日以内に審理しなければならぬことになつております。審問期日に被拘束者の弁護人を依頼してないときは、裁判所は弁護士のなかから弁護人として適当なものを選任せねばならないことにしております。この弁護人は刑事訴訟手続の國選弁護人と同性質のものであります。選任の方法については、これまた最高裁判所の規則で定めることを予定しております。なおその弁護人に対しては旅費、日当、宿泊料、報酬等を支給することはもとよりでありませんが、これも本法ではつきり規定することにいたしました。審問期日に出席すべき当事者は、被拘束者本人、その弁護人のほか、拘束者、請求者及びその代理人等であります。拘束令状を發した裁判所の裁判官、檢察官は立會うことができるのでありますが、これは当事者として出席することを要するといふ意味ではございません。

次に第十三條、「審問期日においては、請求の趣旨、その理由及び拘束者の答弁を聴いた上、証拠資料の取調を行う。」本條は、審問期日における取調の順序方法を規定したのであります。審問期日の手続としては、まず人身保護の請求者が、請求書に基いて請求の趣旨及び請求の理由を陳述し、これに対して拘束者が、拘束の事由を明らかにするために、答弁書に基いて陳述する。そして審問期日の取調のために準備調査が行われている場合には、この調査の結果を陳述しまたは採用することができ、また審問期日には被拘束者及びその弁護人も出席して、被拘束者の利益のために、弁明あるいは意見の陳述をなし得ることは当然であり、審問期日には拘束令状を發した裁判所の裁判官、檢察官も立會つて、拘束に関して意見を述べることができ、かつて手続は、利害關係を有する多数の当事者間に行われる特殊の訴訟手続といふことになるのであります。しかしながら審問期日における取調の中心は、拘束の事由があるかどうか、これを判断するのである。主たる当事者はやはり請求者と拘束者である。殊に憲法第三十四條後段の趣旨に從つて拘束の事由を開示せしめる点にかかつております。かくて各当事者の主張、弁明、意見の陳述があつた上で証拠資料の取調が行われ、当事者の申立により、または職権をもつて証人の尋問、書証の提出、その他必要に應じて鑑定、検証等も行われるのであります。証拠調が終つて、請求者と拘束者の間に、拘束の手続が不法であるか、合法であるかという点について弁論が行われ、その結果によつて裁判所が判決するといふことになり、審問期日は必ずしも一日で終るわけでありませんが、これを継続する間、判決に至るまで、拘束者が出頭せしめられた被拘束者の身柄といふものは、これは裁判所の支配のもとに留置されておかなければならないのであります。どういふ方法で留置されるかといふことは、これは最高裁判所のルールで定めることにしております。たとえば被疑者または未決の被告人を收容する拘留所、あるいはもよりの警察署の留置場等を借りるということになると考へております。

次に第十四條であります。裁判所は審問の結果、請求を理由なしとするときは、判決をもつてこれを棄却し、被拘束者を拘束者に引渡す。請求理由ありとするときは、判決をもつて被拘束者を直ちに釈放する。これは審問期日において第十三條に從つて審問した結果、裁判所が人身保護の請求者のなした請求が、理由がない。すなわち拘束が合法であつて、手続上何ら不法の点がないと判断したときには、判決をもつてこれを棄却する。従つて拘束者が審問期日に裁判所に出席せしめた被拘束者の身柄は、これを拘束者に引渡すのであります。その引渡しは裁判所が事實行為をもつて現実の引渡しをなすのであります。検事の手を経てやるものではあります。この棄却判決に対しては、請求者またはその代理人から、最高裁判所に上訴することができ、これになつております。これは第十八條に規定してあるのであります。審問期日において審問の結果、裁判所が請求者の理由がある。すなわち被拘束者に対する拘束が不法であつて、正当な理由によらない拘束であると判断したときには、判決をもつて請求者を釈放するのであります。この判決の執行として、裁判所は判決の確定を待たないで、ただちに事實行為をもつて被拘束者を現実的に釈放してしまふのであります。この釈放の判決に対しては、拘束者から不服の申立として上訴をすることができ、これがあります。しかしながら被釈放者に犯罪があるかどうかといふことは別問題でありますから、被釈放者に対して公訴が提起されておるときは、被釈放者といへども被告人として犯罪の有無について裁判所の判決を受けねばならないことはもちろんであります。この場合にこの釈放者に対して勾留状が發せられておるときは、その勾留状による拘束が不法であるとして釈放したのであるから、その勾留状は釈放判決によつてその効力を失うものと解釈せねばなりません。釈放の判決は、右の勾留状による拘束を不法としてその効力を奪うといふ趣旨だからであります。その後有罪の判決があれば、その判決によつて再び拘束されることになるのは当然であります。

次に第十五條であります。第十五條は原案の十五條以下を一條ずつ繰下げまして、新しく十五條として一條挿入することにいたしました。それは第五條、第九條第一項及び前條の裁判官に對して、拘束者又は請求者に対して、手続に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。つまり費用負担の原則をここに設けたわけであり、従つて今度はこの原案の十五條つまり新しく十六條となるわけであり、これは拘束者が第十條第二項に規定する人身保護命令書をもつて拘束者に対してなした命令、すなわち審問期日には拘束者を出頭させること並びに審問期日までに、拘束の日時場所、及びその事由についての答弁書提出することの命令に違背して應じないときは、裁判所は勾引状をもつて拘束者を勾引し、または命令に服するまで勾留すること、及び命令に違背した日数によつて一日につき五百円以下の割合の過料に処すること、ができることを規定した條文であります。

次に原案の第十六條であります。これは新しく十七條と相なります。これは「被拘束者から弁護人を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護人に通知しなければならぬ。被拘束者が弁護人を指定しないか、又は指定した弁護人に事故があるときは、前項の通知は被拘束者の所在地の弁護士会にこれをなす。」という規定であります。審問期日における取調は、被拘束者よりその弁護人の出席する法廷で行われるのであつて、弁護人を被拘束者が選任しないときは、裁判所が職権で弁護人を選定することを要するのであります。これは十二條に規定してあります。だから右裁判所の選任するいわゆる國選弁護人を附するよりも、なるべく被拘束者本人が選任する弁護人を立會わしめることが適當である。それであり、本條で被拘束者から弁護人を依頼する申出があつたときには、拘束者は遅滞なく被拘束者の指定する弁護人に通知しなければならぬこととしたのであります。被拘束者が弁護人を指定しないか、または指定した弁護人が旅行中とか、あるいは病氣とかいふよりな事故があるときには、その通知は被拘束者の所在地の弁護士会にすることとしたのであります。右の通知を受けた弁護士会は、会則その他適當な方法で、右の依頼に應ずる弁護士を定め、拘束者に回答し、被拘束者から依頼を受けしめることになるのであります。弁護士の会則に右の通知に対処する規定のないときには、最高裁判所の規則でもつて、適當な方法が定められることを考へております。次に原案の第十七條、新しくは十八條になります。第一條の請求を受けた裁判

判所又は移送を受けた裁判所は、直ちに事件を最高裁判所に通知し、且つ事件処理の経過並びに結果を同裁判所に報告することを要する。これは先ほど申し上げましたように、最高裁判所が本件についても下級裁判所に対する監督権などの行使を、ここに如実に規定したものであり、またこれによつて、その事件の審理経過などが手にとるようになるので、必要に応じて最高裁判所その事件を、みずから処理するために取り上げることができるとのよすがとしたのであります。

次に、原案第十九條、今度は二十條になりました。最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、下級裁判所に係属する事件が、如何なる程度にあるかを問はず、これを送致せしめて、みずから処理することができる。

前項の場合において、最高裁判所は下級裁判所をなした裁判及び処分を取消し又は変更することができる。と云うことになりました。下級裁判所から地方裁判所または高等裁判所において判決の言渡しがあるまでは、最高裁判所はいつでもこれを取上げて、みずから処理することができるという非常な規定をおいたわけでありま

次に、原案第二十條、これは改め二十一條であります。最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手続について、必要な規則を定めることができる。と書いてありますが、この原案も参議院における修正によりまして、「最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の事項について」というふうに改めまして、單なる手続だけなしに、相當範圍に本法運用の上に必要な規則を、最高裁判所が定め得ることをここに規定したわけでありま

本法でも上訴の制度を認めまして、結局一審は地方裁判所または高等裁判所ということになります。二審はあげて最高裁判所です。こととしておきます。なお上訴に関するこまかい規定は、最高裁判所の方で規定することを予定しております。請求者も被拘束者も、両方ともそれなく自己に不利な判決に対しては上訴ができるわけでありま

以下を繰上げ、なお二十條の中にも多少の修正をいたしました。その後また再検討の結果、第一條、第三條、第六條について若干の修正をたいた関係方面と折衝中でありま

次に、原案第二十一條、今度改め二十二條であります。被拘束者を移動、藏匿、隠避しその他この法律による救済を妨げる行為をした者若しくは第十條第二項の答弁書に、ことさら虚偽の記載をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。というように、本法の運用を妨げる者は、この規定に該当する限り、かなり重い刑をもつて処罰されることになりました。

以上、非常に難解な説明でありましたが、御清聴を煩わしましてありがたうございました。何とぞ慎重審議を願ひまして、御可決あらんことを願ひます。

ちよつと附加しておきますが、参議院で原案ができました後に、いろいろ検討いたしました。第一次修正を行つたわけでありま

午後三時五十一分開議
午後四時二十二分休憩
午後五時五十分開議
○井伊委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

特別優位の地位に置くべきものであるという建前をもつて、立案せられたものと考へるのであります。これはわれわれももちろん賛成するところでありま

特別の制度であるがゆゑであります。そのほかの判検事並びに法務廳の官吏等に至りましては、その出発を一緒にしているものでありまして、同一年限を経て、同一の地位に置くことになりま

を改めるといふことを前提とすべきものと考へますが、法務總裁においていかなる御見解をもつておられるか、まずその点をお尋ねいたします。

○鈴木國務大臣 たいま鍛冶議員の御質問は、ごもつともでありまして、政府といたしまして、新憲法においては、裁判官を他の官吏に比して優位の地位に置いておくことは疑がないのでありますから、そういう精神を生かして制度を考へなければならぬといふことを考へておられるのであります。そのためには任用の制度から改正しなければならぬといふことは仰せの通りであります。従つてこの任用制度をいかに改正すべきかといふことについて十分慎重に考へたいつもりでありま

題とは考へませんので、最高裁判所等とも御協議をいたしまして、十分合理的に妥當なる制度を確立したい、できるだけ速やかにこれを提案するように努力いたすつもりであります。

おるのでありますが、法務総裁のただいまのお考えでは、これに御賛成でありませうか。いかがでありますか。

○鈴木國務大臣 私人としては、議員の御意見至極賛成であります。但し政府としては、それも一つの参考意見として慎重に考慮いたしまして、立案をいたしたいと思ひます。政府としては、ただいまのような御提案も、十分考慮の中に入れて、將來の制度を考えていく。かようにお答えしておきます。

○鐵治委員 なおほかの問題であります。この兩法案を見ますと、超過勤務手当というものをなくすることに立案せられておるのであります。そこでわれわれは、なくしなければならぬ事情があるならば、あえて固執もいたしません。が、せつかく優遇せられたように出ておりましたも、ほかの官吏が超過勤務において相当の収入がある。しかるに裁判官及び檢察官において、これを貰わないで本俸だけによるのだから、オーバー勤務を入れるならば、かえつて優遇にならぬとか、もしくはそれほどの優遇でないということになりま

す。有名無実になると思ふのであります。この点についてわれわれは大蔵省当局に、他の官吏の超過勤務手当をどのように出しておるかを明確に資料を求めたのであります。遺憾ながら出ておりません。従つて本日ここで定めることに相当躊躇するのでありますけれども、一應もし法務総裁において他の官廳の事情をお知りならば、その点をお聴かせ願ひたいし、なおまたお知りでないならば、これではたして他の官吏よりも優遇になつておるものかどうか。また優遇にあらざれば、そういうことにはないと思ひますが、その

点をまず第一の前提としてお伺ひたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 超過勤務手当の問題は大切でありますから、これを立案するにつきまして大蔵当局とも協議いたしまして資料の提出を求めたのであります。が、實際わが國の公務員の超過勤務手当といふものは非常にまちまちであります。画一的な統計のようなものをもつて、ただちに告示し得るようには簡単でないのであります。そのためにごく大まかな觀察しかできなかつたのであります。もう少しこれが正確にできるような資料を、速やかに整えたいと思ひますが、何しろ實際に行われておる慣例が非常にまちまちなのであります。しかし、大体の観測におきましては、一般の官吏に比して超過勤務手当を入れても、比較する官吏との種類によつても違ひますが、なお三、四割、五割くらいまで高い給料に相なる。こういう結論を得て提案をいたしました次第であります。

○鐵治委員 以上の質問に基きまして結論を申し上げます。多少の修正はいたすかもしれませんが、本委員会においては大体において御提案の趣旨をのむつもりであります。従ひましてこれをのみますについては、裁判官の採用方法について根本的の改革あるものというのを條件としてのであります。それから、ただいま法務総裁の仰せられたお言葉のような改革を、至急でき得るだけ早くやつてもらうことを條件とし、第二は、オーヴァー勤務手当につきましては、他の官廳と比較して優遇でないというふうな事実が現れた場合は、ただちに本俸と両方を改正せられまして、裁判官及び檢察官に対する

優遇の案を立てていただく。この二点を條件としてお願いしたい。これは私は本委員会の代表の意味で申し上げるわけでありませう。

○井伊委員長 この際委員長のものと、各党の共同提案になる裁判官の報酬等に関する法律案に対する修正案が提案されておりますので、これを讀み上げます。

裁判官の報酬等に関する法律案の一部を次のように修正する別表中、東京高等裁判所長官 一万八千円、その他の高等裁判所長官 一万七千円とあるを、

東京高等裁判所長官 一万九千円、その他の高等裁判所長官 一万八千円と改める。

この修正案に対する提案の説明を願ひます。佐瀬昌三君。

○佐瀬委員 私はただいま委員長長の御朗読になつた各党共同提案にかかる裁判官の報酬等に関する法律案の修正について、簡単にその提案の理由を説明いたします。そも、当委員会において審議中の裁判官の報酬等に関する法律案並びに檢察官の俸給等に関する法律案は、司法官たる裁判官の新憲法下における地位の優位を確認し、これに伴つた相当の報酬を給與するため、また檢察官についてはこれに準ずる地位に鑑みて、同様一般官吏よりは異つた優遇を與える趣旨のもとに、この二法案が政府から提案されたように承知しておるのであります。その趣旨を貫徹するため、私はこの修正を必要と認めるのであります。現在通貨の不安定、経済社会生活の動搖等、諸般の事

情を考慮いたしまして、現段階において與えられた報酬給與の水準は、この原案をもつてあるいは満足しなればならないかとも思われるのであります。が、特に裁判官の報酬については、東京高等裁判所長官及びその他の高等裁判所長官に対する原案の報酬をもつてしたのでは、その趣旨が徹底されなぬ感がありますので、私はこの点についてのみ、國家財政上許された範圍のものであると信じておられます。この修正を提案する次第であります。各委員におかれましては何とぞ御賛同あらんことを切に希望する次第であります。

○井伊委員長 それでは兩案を一括して討論に付します。

○石井委員 社会党を代表いたしました意見を申し上げます。社会党といたしましては檢察官の俸給等に関する法律案は原案に賛成をいたし、裁判官の報酬等に関する法律案については修正案に賛成いたします。

○中村(俊)委員 私は民主党を代表いたしまして、ただいま御提案の修正案に賛成いたします。

○松本委員 民主自由党を代表いたしまして、ただいまの修正案に賛成の意を表します。

○大島(多)委員 裁判官と檢察官の報酬並びに俸給に關しましては、わが党におきましても相当論議がありまして、必ずしも意見の一致を見なかつたのであります。しかし、ただいまの各党共同提案になる修正案は、両者の主張の均衡をはなはしく失ふこともなく、かつ新憲法に規定されておる裁判官優位の精神にも副ふことになり、ことに妥當なるものと考えまして、こ

こに國民協同党を代表いたしましたして、ただいまの修正案並びにその修正を除いたほかの部分に対する政府の原案に、賛意を表する者であります。

○北浦委員 私は判事と検事とによつて待遇を異にするということは根本的に反対であります。殊に地域的俸給というところをこのごら聴きますが、いかにもこれは東京あたりに住んでおる判事、検事と、田舎に住んでおる判事、検事とは、もちろん区別しなければいけません。そこで東京におる判事と検事とを区別するということは、これは憲法的にも、法理的にも、今日のところでは何らの根拠がない。しかし鐵治君の質問があり、鈴木總裁の御答弁を拜聴いたしますと、特に今後は判事に限つて、検事よりも優位なる報酬を受けるべく任用その他の制度をかえるのだ、こういうお言葉でありますから、このお言葉に信頼いたしまして、修正案並びに原案に対して賛成いたします。

○井伊委員長 これにて質疑及び討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。採決は各案各別に行います。最初に裁判官の報酬等に関する法律案について採決いたします。

まず共同提案になる修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○井伊委員長 起立総員。よつて満場一致をもつて提案のごとく修正するに決しました。

次にただいま修正に決しました部分を除いては、原案の通り決するに賛成

の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○井伊委員長 起立総員。よつて本案は満場一致をもつて提案のごとく修正可決せられました。

次に檢察官の俸給等に関する法律案について採決いたします。本案については政府原案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○井伊委員長 起立総員。よつて本案は全会一致をもつて原案の通り可決せられました。

それでは本日の会議はこれをもつて閉じます。

午後四時十三分散会

〔参照〕

裁判官の報酬等に関する法律案（内閣提出）

檢察官の俸給等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により附録に掲載〕

昭和二十三年七月十三日印刷

昭和二十三年七月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局